

令和8年度版

ひとり親福祉のしおり



八千代市キャラクター「やっち」

八千代市

目 次

11. 生活	1
ひとり親家庭等日常生活支援	1
ファミリー・サポート・センター	1
2. 住居	2
公営住宅	2
母子生活支援施設	3
3. 就労	3
船橋公共職業安定所（ハローワーク船橋）	3
ひとり親家庭自立支援給付金	5
就業・自立支援センター	6
母子・父子自立支援プログラム策定事業	6
4. 育児	7
保育園	7
学童保育所	9
5. 教育	10
就学援助制度	10
6. 養育費	11
養育費とは	11
養育費の請求手続（取り決めの時期と方法）	11
養育費についての Q&A	12
養育費についての相談先	13
7. 手当	15
児童手当	15
児童扶養手当	16
8. 医療費助成・年金	18
ひとり親家庭等医療費助成	18
子ども医療費助成	18
遺族基礎年金	19
9. 貸付	19
生活福祉資金	19
母子・父子・寡婦福祉資金	19
母子・父子・寡婦福祉資金一覧	20
就学支度資金一覧表	22
修学資金貸付限度額（月額）一覧表	23
10. その他の制度	24
特定者用定期乗車券	24
税金のひとり親控除・寡婦控除	24
市営自転車駐車場の利用料金免除	25
犯罪被害者支援	26
11. 相談窓口	27
12. 関係機関一覧	28

1.生活

ひとり親家庭等日常生活支援

義務教育終了前のお子さんがあるひとり親家庭等で、急に病気になったときや自立を目指すために必要となる場合などに、一時的に家庭生活支援員がお子さんの保育をはじめとした日常生活の支援を行う制度です。

○子育て支援（乳幼児の保育，児童の生活指導）

自立促進に必要な事由（技能習得のための通学，就職活動等）・社会通念上必要と認められる事由（疾病，看護，冠婚葬祭，公的行事への参加等）・仕事等の事由により支援が必要なとき1時間単位で利用できます。

1家庭につき1か月あたり20時間が上限となります。

【お問い合わせ】子ども福祉課 TEL047-421-6753

ファミリー・サポート・センター

仕事や様々な事情で子育てを手伝って欲しい人と、子育ての手伝いをしたい人が会員となり、会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行っています。

○育児支援

利用料金 1時間あたり 700円～900円

対象 生後57日目～小学校4年生までの児童

援助内容 保護者の仕事の都合や就職活動，また学校の行事や自分の時間を持ちたい場合等の一時的な子どもの預かり

○産後支援

利用料金 1時間あたり 700円～900円

対象期間 出産の日の翌日～8週間（ふたご以上の場合は16週間）

援助内容 産後の依頼会員宅での簡単な家事の援助

【利用方法】事前に会員登録が必要です。入会セットを入手し，登録手続きをしてください。郵送可。

【入会セット配布場所】ファミリー・サポート・センター，市役所（子ども保育課），各子ども支援センターすてっぷ21，各地域子育て支援センター，公立保育園，保健センター（母子保健課）

※市ホームページよりダウンロードもできます。

【お問い合わせ】ファミリー・サポート・センター（開所時間：平日午前9時～午後4時）
（子ども支援センターすてっぷ21大和田内） TEL047-411-6748

2.住居

公営住宅

市営住宅

住宅に困窮している方に市営住宅を安い家賃でお貸ししています。また、母子家庭の住居安定と福祉増進を図るため、一部に母子家庭向け住宅があります。

申込みには次のような要件を満たす必要があります。

- ・市内在住または在勤の方
 - ・一定の所得基準以下であること
 - ・同居親族のある方等
- (更に、母子家庭向け市営住宅への入居については、現に 20 歳未満の子を扶養している配偶者のない女子で、その方と扶養する子だけで世帯を構成していること)

【母子家庭が入居可能な市営住宅一覧】

R8. 4. 1 現在

名称	種別	所在地	構造	戸数	間取り	床面積 (㎡)	家賃(月額) ※2	敷金
ほしば	母子 ※1	下市場 2-10-18	PC 造 3 階建	12 戸	3DK	56.8	16,000 円～ 31,500 円	家賃の 3ヶ月分
第二ほし ば	一般	下市場 2-17-18	PC 造 3 階建	12 戸	3DK	56.3	18,200 円～ 35,800 円	家賃の 3ヶ月分
	母子 ※1	下市場 2-17-17	PC 造 3 階建	12 戸	3DK	56.3	18,200 円～ 35,800 円	家賃の 3ヶ月分
よなもと	一般	米本 1359	RC 造 5 階建	4 戸	3K	43.3	13,500 円～ 26,500 円	家賃の 3ヶ月分
				5 戸	3K	44.9	14,000 円～ 27,500 円	家賃の 3ヶ月分
				1 戸	3DK	50.2	15,600 円～ 30,700 円	家賃の 3ヶ月分
				1 戸	3DK	50.3	15,700 円～ 30,800 円	家賃の 3ヶ月分
				7 戸	2DK	37.6	11,700 円～ 23,000 円	家賃の 3ヶ月分
				7 戸	2DK	39.1	12,200 円～ 23,900 円	家賃の 3ヶ月分
				21 戸	2DK	40.2	12,500 円～ 24,600 円	家賃の 3ヶ月分

PC 造：プレハブ鉄筋コンクリート造 RC 造：鉄筋コンクリート造

※1 種別が「母子」の住宅は、母子家庭専用の市営住宅となります。

※2 よなもと団地については、家賃とは別に毎月 3,200 円の共益費が必要となります。

【お問い合わせ】健康福祉課 TEL047-421-6731

県営住宅

県営住宅への入居に際し、優遇措置があります。入居条件等詳しいことは「千葉県住宅供給公社」へおたずねください。

【お問い合わせ】千葉県住宅供給公社県営住宅管理部募集課 TEL043-222-9200

母子生活支援施設

生活上のいろいろな問題のため児童の養育が十分にできない場合、一定期間、母子で入所し、生活指導、就労支援、保育の援助を受けられる施設です。

なお、入所に係る費用は、入所者の課税状況に応じて負担していただきます。

【お問い合わせ】子ども福祉課 TEL047-421-6753

3.就労

船橋公共職業安定所(ハローワーク船橋)

職業相談・職業紹介

ハローワークでは、職業相談・求人情報の提供・職業紹介・雇用保険の支給等様々な雇用サービスを取り扱っています。(八千代市はハローワーク船橋の管轄です。)

マザーズコーナーでは、特に子育てをしながら就職を目指す方を対象として、お子様と一緒に利用しやすい環境で、担当者制によるきめ細かいサポートを行っています。(相談時間の予約可)

利用できる日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日及び年始年末は休み)

【お問い合わせ】ハローワーク船橋マザーズコーナー TEL 047-420-8609 (43#)

八千代市地域職業相談室

市役所1階の八千代市地域職業相談室では、ハローワーク船橋の出先機関としてパートを含む求職の相談を受け付けています。求人情報検索システム(4台)を利用して多くの求人内容を閲覧できます。(障害者・外国人の職業相談や雇用保険の受給手続きについてはハローワーク船橋第二庁舎の各担当部門まで。)

利用できる日時 月～金曜日 午前9時～午後5時(土・日・祝日及び年始年末は休み)

【お問い合わせ】八千代市地域職業相談室 内線2120・2121・2122

公的職業訓練(ハロートレーニング)

希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得するための訓練を無料(テキスト代等は自己負担)で受講できる制度です。

訓練期間は概ね2ヶ月から1年、パソコン関係・介護関係・ものづくり関係などのコースがあります。

受講するためには、ハローワークに求職申込みをした後、職業訓練を実施する施設等の選考に合格し、ハローワークにおいて受講あっせんを受ける必要があります。

コースにより様々な要件がありますので、詳しくはハローワークの訓練相談窓口にてご相談ください(託児サービス付きの職業訓練もあります)。

【お問い合わせ】ハローワーク船橋 職業訓練コーナー TEL047-420-8609 (42#)

ハローワーク船橋からのお知らせ

《就労自立促進事業へ参加しませんか》

●就労自立促進事業とは？

- ・ハローワークと八千代市が一緒になって、皆さまの就職活動を支援する事業です。
- ・対象になる方は、児童扶養手当を受給している方であって、早期に就職したいという意欲のある方です。

●支援期間は？

支援を開始した日から原則3か月間（希望によりさらに3か月延長可）

●支援の内容は？

- ①ハローワークの担当者による予約制の職業相談、職業紹介、職業訓練のあっせん、トライアル求人へのあっせん
 - ②求職活動にあたっての心構え、不安などの解消
 - ③履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方などのアドバイス
 - ④仕事のご希望に添った求人情報の提供
 - ⑤希望求人選定にあたっての助言
 - ⑥応募が不調に終わった場合の分析や今後の対応のご相談
 - ⑦就労後の継続的な相談・支援
- などです。

※1回あたりの相談時間は50分となります。

※八千代市役所内での出張職業相談も受けられます。（要予約・第4水曜日）

●参加申し込みの方法は？

- ①参加を希望される方は、ハローワーク船橋の担当者（就労自立促進事業）までご連絡下さい。
- ②参加申し込みにあたっては、相談したあとで、事業参加申込書に署名してハローワーク船橋に提出して頂きます。

なお、就労自立促進事業に参加された方については、この事業を進めるうえで必要な情報をハローワークと八千代市（子ども福祉課）で共有することがありますので、あらかじめご了承願います。

【問い合わせ先】

ハローワーク船橋職業相談コーナー（第二庁舎）

TEL：047-420-8609（41＃）

住 所：船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル 7F

ひとり親家庭自立支援給付金

今後、制度の変更が行われる可能性があります。
現在の制度について職員にお問い合わせ下さい。

教育訓練給付金(申請には事前相談が必要です)

雇用保険制度の教育訓練給付金指定講座を受講する方に対して、受講料の一部を支給します。

対 象 者 下記3項目全てに該当している方

- ①20歳未満の子を養育している母子家庭の母又は父子家庭の父
- ②自立に向けた策定を受けている
- ③過去に受給していない

対 象 講 座 雇用保険制度の教育訓練給付金指定講座(詳しい講座の検索等はハローワークインターネットサービス教育訓練給付制度をご確認下さい)

支 給 額 1.雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができない場合
受講料の60%に相当する額(上限20万円,12,000円以下の場合には支給なし)
2.雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができる場合
受講料の60%に相当する額から、教育訓練給付金の支給額を差し引いた額
(上限20万円,12,000円以下の場合には支給なし)
受講終了後に支給します。

※ 専門実践教育訓練給付金(最大85%に相当する額)については、ご相談ください。

※ 講座受講前に申請が必要になりますので、事前にご相談ください。

高等職業訓練促進給付金(申請には事前相談が必要です)

6月以上の養成機関で修業し、資格取得が見込まれる方を対象に生活費の負担を軽減します。

対 象 者 下記5項目全てに該当している方

- ①20歳未満の子を養育している母子家庭の母又は父子家庭の父
- ②児童扶養手当受給中か同様の所得水準にある
- ③仕事または育児と修業の両立が困難
- ④自立に向けた策定を受けている
- ⑤過去に受給していない

対 象 資 格 (准)看護師,介護福祉士,保育士,理学療法士,作業療法士,歯科衛生士,美容師,社会福祉士,製菓衛生師,調理師,デジタル分野等の民間資格

支 給 期 間 修業する期間(上限36月)※4年課程が必須となる資格は48月

支 給 額 市町村民税非課税世帯 月額100,000円

市町村民税課税世帯 月額70,500円

※支給決定後は、毎月、在学証明等を添付した請求が必要になります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金(申請には事前相談が必要です)

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す方を対象に、入学準備金及び就職準備金を貸し付けることで自立促進を図る制度です。

貸 付 額 入学準備金 500,000円以内(養成機関に入学したとき)

就職準備金 200,000円以内(養成機関を卒業して資格を取得したとき)

※養成機関を卒業後、資格を取得して1年以内に千葉県内で就職し、その資格が必要な業務に5年間引き続き従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

※在学中の退学や結婚等、返還免除の要件を満たせなかった場合は貸付金を返還して頂きます。

【お問い合わせ】子ども福祉課 Tel.047-421-6753

就業・自立支援センター

就業支援講習会

千葉県では、ひとり親家庭の父母の就業による自立を支援するため、土日開講・託児付きの就業支援講習会を実施しています。パソコン講座等があります。詳しい内容については、千葉県母子寡婦福祉連合会までお問い合わせください。講習会の受講料は無料ですが、教材費等は受講者の自己負担になります。

【お問い合わせ】一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会 ☎043-225-9177 又は 043-222-5818

就業相談

千葉県では、「母子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、ひとり親家庭等の就職の支援をしています。

就業支援員が、求人情報の提供・面接の受け方等の相談に応じています。

利用できる日時 月～金曜日（年末年始・祝日除く） 午前9時30分～午後4時30分

就職斡旋の方法

求人登録に基づき、次の情報を提供します。

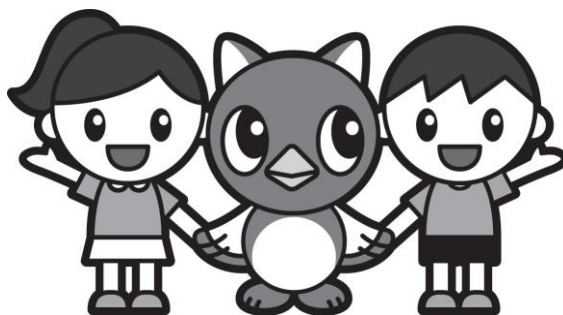
- ①ハローワーク及びしごと情報ネット等の求人情報を提供します。
- ②国、県等公共機関からセンターが受けた求人情報を提供します（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に基づいて行うものです）。
- ③企業等からセンターが受けた求人情報を提供します。

【お問い合わせ】一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会 ☎043-225-0608（相談専用）

母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう伴走型支援を行っています。

また、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度（上限7万円、12ヶ月以内）も用意しております。詳細は職員にお問い合わせ下さい。



八千代市キャラクター「やっち」

4. 育児

保育園

(1) 通常保育

保育園は、保護者が就労、疾病または介護等により保育の必要性が認められる場合、保護者に替わって保育します。

開 所 時 間 午前7時～午後7時（ゆりのき台保育園，かがやきの森保育園八千代は午後8時まで（土曜日は除く））

保 育 時 間 【公立保育園】 保育標準時間 午前7時～午後6時
保育短時間 午前8時30分～午後4時30分

※それぞれの時間帯を超えて利用する保育は、時間外保育となり別料金になります。（30分200円）

【民間保育園等】

民間の保育園等で実施する保育時間及び時間外保育は施設により異なります。

保 育 料 市民税所得割額により決定します。

対 象 者 入園希望月の1日現在、生後6か月を過ぎているお子さんから就学前までのお子さん

ただし、産前産後休暇を取得し、出産前と同じ職場に復帰する場合は、生後57日目以降、入園できます。

【お問い合わせ】 子ども保育課 TEL047-421-6752

(2) 休日保育

市内在住の保護者が日曜日・祝日等に就労している場合、1歳児クラスから就学前までのお子さんを保護者に替わって保育します。

実 施 園 ゆりのき台保育園（所在地 ゆりのき台3-7-1）

利用できる日 日曜日、祝日、年末（12月29日から12月31日）※年始は利用不可

保 育 時 間 午前8時～午後6時

利 用 料 1日2,000円

対 象 者 認可保育園に入園している1歳児クラスから就学前までのお子さん

【お問い合わせ】 ゆりのき台保育園 TEL047-486-5475

(3) 病児・病後児保育

原則として八千代市在住の方で、病気のために保育園・学童等を休まなければならない小学校6年生までのお子さんで、かつ保護者が仕事を休めないときに、医院に併設した保育室で一時的にお預かりします。

利用できる日 月～土曜日（祝日(振替休日を含む)、年末年始は利用できません）

定 員 8名

施 設 名 医療法人社団 啓友会 あべこどもクリニック内「くまさん保育室」

所 在 地 勝田台北1-8-7 KEIYUビル3階

保 育 時 間 午前8時～午後6時（木曜日は午後5時30分まで、土曜日は午後4時まで）

対 象 者 保育園・学童保育所等に通っている小学校6年生までのお子さんで、病気の急性

期を過ぎて医師が利用可能と判断したお子さん

利 用 方 法 「病児保育ネット予約サービス『TeOTe』」からくまさん保育室への登録及び利用
申込が必要です。また、利用にあたっては主治医に相談の上、利用申込をしてく
ださい。利用料は1日2,300円(昼代込)です。

【お問い合わせ】くまさん保育室 TEL047-487-1003

(4) 保育園での一時預かり

生後6か月以上の保育園に通っていないお子さんの保護者で、急な傷病・入院、災害・事故、
育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、または、短時間勤務、職業訓練、就学等により、
緊急・一時的に家庭における育児が困難となった場合に利用できる制度です。

利用できる日 月～土曜日(祝日(振替休日を含む)、年末年始は利用できません)

保 育 時 間 午前8時30分～午後4時30分(土曜日は午後0時30分まで)

実 施 園 ①マリヤこども園、②ChaCha Children Yachiyo、③ベビーエンゼル八千代中
央保育園、④まこと村上保育園、⑤緑が丘こひつじ保育園、⑥かがやきの森保
育園八千代、⑦ベビーエンゼル保育園、⑧村上駅前保育園、⑨チャイルドタイ
ム八千代エンゼルホーム

利 用 方 法 一時預かり実施園へ事前に直接申込みをしてください。なお、利用料金につい
ては、各園により異なりますので、直接ご確認ください。

【お問い合わせ】

○一般型

①マリヤこども園 (米本団地4-39 TEL047-488-2471)

②ChaCha Children Yachiyo (八千代台北16-9-1 TEL047-405-3060)

③ベビーエンゼル八千代中央保育園

(ゆりのき台2-1-1ステージA八千代中央2階 TEL047-407-0054)

④まこと村上保育園

(村上南1-5-22 シェリティ村上Ⅲ2階 TEL047-487-1675)

⑤緑が丘こひつじ保育園 (緑が丘西1-10-5 TEL047-409-3939)

⑥かがやきの森保育園八千代 (萱田2240-1 TEL047-481-3331)

⑦ベビーエンゼル保育園 (勝田台南1-2-15 TEL047-407-0711)

⑧村上駅前保育園

(村上南5-1-1 仲村ビル1階・2階 TEL070-1148-4323)

⑨チャイルドタイム八千代エンゼルホーム

(大和田新田747-1 グリーンハイツ八千代1階 TEL047-480-3113)

(5) こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

保育所などに通っていない生後6か月～満3歳未満のお子さんが、保護者の就労等の状況にか
かわらず、月10時間まで、保育所や幼稚園などを利用できる制度です。

実 施 園 ①睦北保育園(島田1004)

②たんぼぼすくすくくらぶ(上高野1151)

③八千代台南保育園(八千代台南1-24-1)

※市外の施設も利用できます。

標準料金 1人1時間300円（施設によって異なります。）
利用方法 「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」から認定申請・利用者情報の登録が必要です。登録後、利用希望施設と初回面談を実施すると、つうえんポータル上で利用予約ができます。

【お問い合わせ】子ども保育課 Tel.047-421-6752

学童保育所

学童保育所は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下このページにおいて同じ。）に就学している児童をその保護者が就労等の理由により日中家庭にいない場合、以下の時間にお預かりします。

開所時間 月～金曜日：放課後～午後7時
土曜日：午前8時～午後7時
夏休み等：午前7時30分～午後7時
（土曜日は午前8時～午後7時）

保育料 月額8,000円（8月のみ11,000円）

以下の理由に該当する場合は申請により保育料が減額又は免除されます。

	減免理由	減免後保育料（月額）
1	生活保護世帯	0円
2	市民税が非課税の世帯	0円
3	市民税の所得割が非課税の世帯	4,000円（8月のみ5,500円）

※2，3について，4月から8月までは前年度，9月から翌年3月までは現年度の市民税に基づき判定します。

※兄弟姉妹が同時に入所している世帯については，自動的に2人目以降が半額になります。申請は不要です。

※その他被災した場合や在籍児童の入院等の場合は子育て支援課までお問い合わせください。

※別途，おやつ代等がかかります。

対象学年 小学校1年生～6年生

【お問い合わせ】子育て支援課 Tel.047-421-6751

子ども食堂の利用について

子ども食堂とは，地域のボランティアが子どもたちに対し，無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場のことです。実施場所などの詳細についてはホームページをご覧ください。

市ホームページの二次元コード▶



5.教育

就学援助制度

義務教育期間中の子どもたちが楽しく勉強できるように、お子さんの学校に係る費用の支払が経済的な理由で難しい家庭に対し、学用品費や学校給食費、新入学準備金のほか、校外活動や修学旅行などに参加した場合は、その実費などを支援する制度です。

援助を受けられるのは、市内の市立小・中・義務教育学校にお子さんが在籍している次の家庭です。

①生活保護費を受けている家庭→申請は必要ありません。

(小学6年生・中学3年生のお子さんがある場合の修学旅行費が対象になります。)

②世帯の合計所得額が基準額未満の家庭→申請が必要です。

基準値の目安額は下記の表【■認定となる所得制限の目安】のとおりです。

認定となった場合、申請日(申請書が学務課に到達した日)を基準日として援助を行うため、申請を希望する場合はなるべく早く提出してください。

■認定となる所得制限の目安

世帯人数	家族構成の例	家の区分	令和7年中の所得額 (世帯全員の合計額)
2人	母(35歳)・子(8歳)	持家	238万円未満
		賃貸住宅	331万円未満
3人	父(41歳)・子(11歳)・ 子(4歳)	持家	298万円未満
		賃貸住宅	391万円未満
4人	母(38歳)・子(14歳)・ 子(7歳)・祖母(65歳)	持家	390万円未満
		賃貸住宅	483万円未満
5人	母(35歳)・子(9歳)・子(7歳) 祖父(66歳)・祖母(65歳)	持家	408万円未満
		賃貸住宅	501万円未満

※合計所得額には、一緒に住んでいる人全員の所得を合算します。

※児童扶養手当の受給がある方は、基準額が緩和されます。証書のコピーを添付してください。

◆申請方法

申請を希望する場合は、教育委員会または学校で就学援助の申請書を受け取るか、市教育委員会ホームページからダウンロードし印刷いただき、記入の上、必要書類を添付して教育委員会学務課に提出してください(学校や市の他部署では申請できません)。

まずは、教育委員会学務課☎047-481-0302へお問い合わせください。

6. 養育費

養育費とは

養育費とは、子どもの監護や教育のために必要な費用のことをいいます。一般的には、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用で、具体的には、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などです。

子どもを監護している親は、他方の親から養育費を受け取ることができます。

なお、離婚によって親権者でなくなった親であっても、子どもの親であることに変わりはありませんので、親として養育費の支払義務を負います。

さらに、令和6年の民法改正により、父母の責務として、子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならないことが明文化されました。

令和8年4月1日以降に離婚した場合は、養育費の取決めがなくても、暫定的な養育費である法定養育費（子1人当たり月額2万円）が、離婚の日から発生していますので、不払いの場合は、担保権の実行による差押えができるようになりました。

また、養育費債権に「先取特権」（子1人当たり月額8万円の範囲）が付与されていますので、父母間で作成した合意文書を基に、担保権の実行による差押えができます。民法等改正法の施行前（令和8年3月31日以前）に養育費の取り決めがされていた場合には、施行後（令和8年4月1日以降）に生じる養育費に限って先取特権が付与されます。

養育費の請求手続（取り決めの時期と方法）

離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

養育費は、子どもに必要な限り、いつでも請求できます。

養育費の請求権は、子どものためのものです。子どもと離れて暮らす親との関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めましょう。

A. 話し合いで決める

話し合いで両親が納得いく取決めにしましょう。

離婚するとき、親権者を決めるのと並行して、金額、支払時期、支払期間、支払い方法など細かい点まで取り決めましょう。

取り決めた内容は、後日紛争が生じないように、口約束ではなく、書面にしましょう。

なお、公証役場で、公正証書（強制執行認諾条項付き）にしておくこと、万一、不払いになった場合、強制執行（差し押さえ）ができます。父母の合意文書を作成しておくこと、担保権の実行による差押えができます。

【参考】

離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ 子どものための共同養育計画書（法務省）

https://www.youikuhi-soudan.jp/pdf/202604_h2026qa.pdf

B. 家庭裁判所の調停や審判などで決める

未成年の子どもがいる夫婦の離婚調停では、養育費の取り決めをするのが一般的です。また、離婚届を出してからでも、養育費請求の調停の申し立てをすることもできます。

調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所では審判で養育費を決めることもあります。家庭裁判所の調停や審判で決まれば、不払いの場合に、強制執行（差押え）もできます。

C. 家庭裁判所の裁判で決める

離婚を求める訴訟で、離婚と同時に養育費について、判決で決めてもらうこともできます。

D. 事情の変更があった場合の養育費の金額の変更

養育費は、長い年月継続するものです。その間、生活状況が大きく変化し、以前に決めた養育費が実情に合わなくなることもあるでしょう。

一緒に暮らす親にすれば、子どもの成長や病気などにより監護費用が増大することもあるでしょう。また、別れて暮らす親からすれば、再婚して扶養家族が増えた場合や転職により、減収となる場合もあるでしょう。これらの場合、増額や減額について話し合いを求めることができます。しかし、その話し合いがまとまらない場合は、養育費額の変更について、家庭裁判所の調停・審判を申し立てることができます。

【参考】

「養育費（子の監護）の調停審判の申立てに関する説明書・記入例」及び「養育費（子の監護）の調停審判の申立書」について

<裁判所>ホームページ

https://www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki_kazityoutei/syosiki_01_29/index.html

養育費についての Q&A

養育費に関する質問及び回答は養育費等相談支援センターのホームページのチャットボットで閲覧することができます。

右の QR コードを利用して参照ください。



(Q&A 参考)

養育費が支払われないのですがどうしたらよいですか？

養育費が不払いとなった場合、養育費の取決め方によって対処方法が異なります。

①口頭（口約束）で取り決めた場合は、それを基に民事執行をすることはできません。改めて、協議をして合意文書又は公正証書を作成するか、家庭裁判所に養育費請求の調停を申し立てて、調停において取り決め直すことがよいでしょう。

②父母間で合意文書を作成している場合は、子ども一人当たり月額8万円の範囲（先取特権と呼ばれる優先権の範囲）については、民事執行の申し立てをすることができます。

③家庭裁判所の調停・審判・裁判で取り決めている場合は、履行勧告制度を利用したり、民事執行を申し立てたりすることができます。

④公正証書を作成している場合は、民事執行の申し立てをすることができます。民事執行は、相手（義務者）の住所を管轄する地方裁判所民事部執行係で手続きをします。

養育費についての相談先

●養育費等相談支援センター

養育費と面会交流について電話やメールによる御相談をお受けしています。

電話相談 平日（水曜日を除く）午前10時～午後 8時

水曜日 午後 0時～午後10時

土曜日・祝日 午前10時～午後 6時

（日曜・振替休日は、電話相談はお休みです）

TEL03-3980-4108（携帯の方）・0120-965-419（携帯以外の方）

メール相談 info@youikuhi.or.jp

【お問い合わせ】公益社団法人家庭問題情報センター 養育費等相談支援センター

TEL03-3980-4108

●養育費相談（予約制・無料）

養育費に関係する問題について、弁護士による相談を受け付けています。

日 時 毎月第2土曜日 午後1時～午後4時

場 所 千葉県母子福祉会館（千葉市中央区亥鼻2-10-9）

※予約、問い合わせは平日午前9時30分～午後4時30分（土日、祝祭日を除く）

【お問い合わせ】一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会事務局 TEL043-222-5818

●家庭裁判所

家庭裁判所では、夫婦、親子、親族などに関するいろいろな家庭内の問題（離婚・養育費・生活費の分担・氏の変更等）で申し立てのあった家事事件について、調停や審判による解決を図っています。また、家庭裁判所で扱える事かまたどこの裁判所に行けばよいかなどの家事相談に応じています。

【お問い合わせ】千葉家庭裁判所 TEL043-222-0165

●法テラス千葉

裁判等はしたいが費用がない場合、以下の条件が満たされれば弁護士費用等の立て替えについて相談に応じます。

（1）収入等が一定以下であること

月収の目安（手取り）

2人家族 251,000円以下

3人家族 272,000円以下

4人家族 299,000円以下

（2）勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談などにより紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みのあるものも含まれます。

（3）民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

【お問い合わせ】 法テラス千葉 TEL0570-078315

(IP 電話やプリペイド携帯からはTEL050-3383-5381)

(平日：午前9時～午後5時)

法テラス・サポートダイヤル TEL0570-078374

(平日：午前9時～午後9時 土曜日：午前9時～午後5時

※ 祝日・年末年始を除く)

●公証役場

公証役場とは、公証人が執務する事務所のことで、全国に約 300 か所あります。

【お問い合わせ】 船橋公証役場 TEL047-437-0058

●無料法律相談（予約制。相談時間は25分かつ1回限り）

法律に絡む難しい問題について、弁護士が相談に応じます。離婚・養育費・慰謝料・債務整理方法・連帯保証人・損害賠償・近隣トラブル等法律問題の相談を受け付けています。

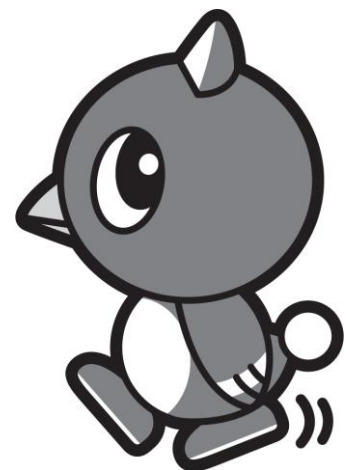
日 時 第1～4火曜日 午前9時30分～正午

第1～4金曜日 午後1時～午後3時30分

第2水曜日 午後2時00分～午後4時30分

祝日・年末年始除く

【お問い合わせ】 コミュニティ推進課 TEL047-421-6718



八千代市キャラクター「やっち」

7.手当

児童手当

児童を養育している保護者に支給される手当です。申請にあたっては、認定請求書を提出し、市の認定を受ける必要があります。

必要書類 請求者名義の振込金融機関がわかるもの

※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当課にご確認ください。

手当額

区分	支給額（1人当たり月額）
3歳未満	15,000円
3歳以上～高校生年代（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）	10,000円
第3子以降	30,000円（一律）

※所得制限はありません。

※児童の人数は22歳に達する日以後最初の3月31日までにいる子から数えます。

支給月 偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に支給月の前月分まで振込。
（例：6月～7月分を8月に支給）

【お問い合わせ】 子ども福祉課 ☎047-421-6754

生理用品で困っている方へ。無償配布をしています

さまざまな理由から生理用品が買えずに困っている女の子や女性が、ご家庭で使えるように、市内企業や地域の皆様のご協力で集まった生理用品を無償で配布しています。お渡しする際はお名前・ご住所はお聞きしません。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 男女共同参画センター ☎047-485-6505

※この取組は、学生服リユース Shop さくらや ちば八千代店、
株式会社オカムラホーム、八千代市社会福祉協議会、
八千代市男女共同参画センターが連携して行っています。
配布先など最新情報は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページの二次元コード▲

児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【1. 受給資格者】

手当の支給を受けることができる人は、次の条件にあてはまる 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの児童を監護している父、母、又は父母にかわってその児童を養育している養育者です。ただし、児童の心身に一定以上の障害が認められる場合は、20 歳未満まで手当の支給が受けられます。また、国籍は問いません。

- ① 父母が離婚(事実婚の解消を含む)した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令で定める障害の状態にある児童
- ④ 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ⑦ 船舶や飛行機の事故等により、父又は母の生死が 3 か月以上明らかでない児童
- ⑧ 婚姻（事実婚を含む）によらないで生まれた児童
- ⑨ 棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

平成 26 年 12 月以降、公的年金を受給されている方は、公的年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分が支給されます。障害基礎年金等を受給されている方は、令和 3 年 3 月以降障害年金の子の加算額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分が支給されます。

以上に該当していても次のような場合は、手当は支給されません。

- ① 申請する方や児童が日本国内に住所を有しないとき
- ② 児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき
- ③ 児童が父又は母の配偶者（事実上の配偶者を含み、政令で定める障害の状態にある者を除く）に養育されている、もしくは生計を同じくしているとき

事実婚とは、社会通念上、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在することをいいます。また、ひんぱんな定期的訪問かつ定期的な生計費の補助を受けている場合あるいは、税法上の扶養親族としての取扱いを受けている場合も事実婚に該当します。なお、同居に住民票の登録がある場合には、原則として同居しているものと見なします。

【2. 手当の支給】

申請の内容を審査した結果、認定となった場合、認定請求書を提出した月の翌月分から手当が支給されます。年 6 回、奇数月（1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月）に、支払月の前月までの分（例：1 月から 2 月分が 3 月期に）が、受給者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。

振込日は各月 11 日ですが、土・日や休日にあたる場合は、その前日にお支払いします。

【3. 手当の基準額】

児童数	全部支給	一部支給
1人	48,050円	48,040円～11,340円
2人	59,400円	59,380円～17,020円
3人	70,750円	70,720円～22,700円
4人	82,100円	82,060円～28,380円

手当額の改定
 手当額の見直しが行われ改定されることがあります。最新の手当額はホームページ等でお知らせします。

※請求者本人の所得額に応じて、10円刻みで決定されます。

※毎年8月に現況届を提出することで、11月～翌年10月までの手当額を計算します。

※7月から9月に申請される方は、所得状況届の提出も併せて必要になります。

【4. 所得制限限度額】

扶養親族等の数	本人		扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
4人	221万円	360万円	388万円

- ①本人の所得が一部支給欄の限度額以上、もしくは扶養義務者の所得が扶養義務者欄の限度額以上の場合、手当の支給はありません。
- ②所得とは、収入から必要経費（給与所得控除等）の控除を行い、養育費の8割相当を加算した額です。
- ③所得額は、前年分の所得（ただし、1月～9月までに認定請求した場合は前々年の所得）を適用します。
- ④扶養義務者とは、同居している直系血族及び兄弟姉妹となります。

収入・所得等の対象期間	扶養	3月	8月	手当支給期間	年度
R6年1月～R6年12月	○人→	確定申告	→	現況届	→ R7年11月～R8年10月 : R7年度
R7年1月～R7年12月	○人→		→		→ R8年11月～R9年10月 : R8年度
R8年1月～R8年12月	○人→		→		→ R9年11月～R10年10月 : R9年度

【5. 手続きの方法】

申請にあたっては、認定請求書に下記の書類を添えて提出し、市の認定を受ける必要があります。

- ①請求者と児童の戸籍謄本（離婚等の記載のあるもの）
- ②その他必要書類（状況により必要となる書類が異なりますので申請前に必ずご確認ください）
 なお、添付書類は、申請日から1か月以内に発行されたものがが必要です。

虚偽の申告等不正な手段で手当を受給した場合

- ①お支払いした額を返還していただきます。（児童扶養手当法第23条）
- ②3年以下の懲役または、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（児童扶養手当法第35条）

【お問い合わせ】 子ども福祉課 TEL047-421-6753

8.医療費助成・年金

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の母（父）及び児童に対し，18歳に達する日以後最初の3月31日まで（一定の障害を有する場合は20歳未満）医療費の一部を助成します。ただし，児童扶養手当と同様の所得制限があります。

健康保険が適用された医療費から，自己負担額を除いた額を助成します。助成を受けるためには，認定申請書を提出し，市の認定を受ける必要があります。認定後，「ひとり親家庭等医療費等助成受給券」を発行しますので，受給券と被保険者証を医療機関窓口で提示し，自己負担額をお支払いください。県外等の医療機関で被保険者証のみで受診した場合は，償還払いで助成します。

本人の市町村民税 課税状況	自己負担金		
	入院	通院	調剤
所得割非課税	0円	0円	0円
所得割課税	1日300円	1回300円	0円

- 必要書類 ①健康保険が確認できるものの写し（申請者と対象児童の分・国民健康保険加入の方は不要）
②戸籍謄本
③養育費に関する申立書（遺族年金受給の方は不要です。）
※その他の書類が必要になる場合があります。
※児童扶養手当申請（受給）者は①のみ必要です。

【お問い合わせ】 子ども福祉課 ℡047-421-6753

子ども医療費助成

健康保険が適用された医療費について，高校3年生までの，入院・通院・調剤を対象に，窓口負担額の一部もしくは全額を助成します。※自己負担金額が300円の場合，同一医療機関で同一月に受診した場合，入院11日・通院6回以降の自己負担金が無料になります。

助成を受けるためには，事前に助成申請書を提出し，市から決定を受ける必要があります。

- 必要書類 健康保険が確認できるものの写し（対象となるお子さんの分）
国民健康保険に加入の方は不要です。

※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当課にご確認ください。

受給券を提示すれば，県内の医療機関を一定の負担額で受診することができます。

県外などで健康保険証のみで受診した場合は，払い戻しによる助成となります。

※医療費の支払いをした日の翌日から起算して2年以内に申請してください。

- 必要書類 ①領収証（医療費の内容が分かるもの）
②口座番号が分かるもの

※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当課にご確認ください。

【お問い合わせ】 子ども福祉課 ℡047-421-6754

遺族基礎年金

夫又は妻が死亡したとき、その者によって生計を維持されていた子（死亡当時、18歳に達する日以後最初の3月31日まで、または、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級に該当する子が対象）をもつ配偶者とその子の生活の安定を図るため、支給される年金です。

【お問い合わせ】国保年金課国民年金班 TEL047-421-6744

※厚生年金加入者は船橋年金事務所（TEL047-424-8811 代表）へお問い合わせください。

9.貸付

生活福祉資金

低所得者、高齢者、身体障害者等を対象として、下記母子・父子・寡婦福祉資金と同様の貸付制度があります。

【お問い合わせ】八千代市社会福祉協議会 TEL047-483-3021

母子・父子・寡婦福祉資金（P21～26）

経済的自立及び生活の安定と向上を図るため、児童（20歳未満）を扶養しているひとり親家庭・寡婦等が事業を開始したり、また児童が高校、大学に就学したりする場合（在学中を含む）、これらに要する費用を無利子あるいは低利子で貸付を受けることができます。

ただし、千葉県による審査の結果、貸付の目的を達成することが困難と認められる場合や、事業計画・償還計画が適切でないと認められる場合は、貸付を受けられないことがあります。

また、申請からお金を受け取るまで約2か月程度かかります。

*母子・父子・寡婦福祉資金一覧表（P22～P26）

利率欄が「無利子」の資金は連帯保証人の有無にかかわらず無利子です。

利率欄が「年1%又は無利子」の資金は、連帯保証人がいない場合は1%、連帯保証人がいる場合は無利子です。

【お問い合わせ】子ども福祉課 TEL047-421-6753（相談には予約が必要です）

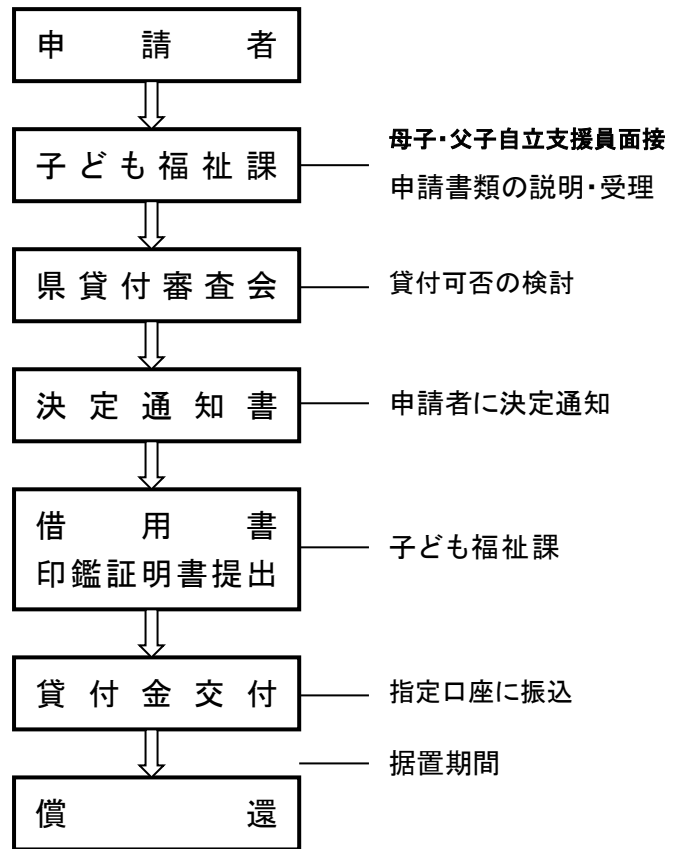
母子・父子・寡婦福祉資金一覧

貸付の種類	内 容	貸付限度額	据置期間	利 率
事業開始資金	母（父）親が、事業を開始するのに必要な設備費、什器等を購入する資金（自己資金が必要）	(個人)3,720,000円 (団体)5,580,000円	1年	年1% 又は 無利子
事業継続資金	母（父）親が、事業を継続するのに必要な商品、材料等を購入する運転資金	(個人)1,860,000円 (団体)1,860,000円	6か月	年1% 又は 無利子
就学支度資金	児童が就学、修業するために必要な被服等を購入する資金及び大学等受験料	別表1（P24）のとおり	卒業後6か月 知識技能習得後6か月	無利子
修学資金	児童が、高校、高等専門学校、専修学校、短大、大学、大学院に就学するために必要な授業料、書籍代、交通費等の資金	別表2（P25）のとおり	卒業後6か月	無利子
技能習得資金	母（父）親が事業開始または、就職するために必要な知識・技能を修得するための授業料等の資金（自動車教習費）	月額 68,000円 一括 816,000円 教習費 460,000円	知識技能習得後1年	年1% 又は 無利子
修業資金	児童が事業開始または、就職するのに必要な知識・技能を修得するための授業料等の資金（自動車教習費）	月額 68,000円 教習費 460,000円	知識技能習得後1年	無利子
就職支度資金	母（父）親、児童が就職するのに直接必要な被服、履物等 (通勤用自動車購入費用を含む場合)	110,000円 (340,000円)	1年	(母・父) 年1% 又は 無利子 (子) 無利子
医療・介護資金	母（父）親、児童の疾病療養介護に必要な資金（医療・介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合に限る）	医療 340,000円 (経済的困難者)510,000円 介護 500,000円	治療・介護後6か月	年1% 又は 無利子
生活資金	① 技能習得中の母（父） ② 医療介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けている母（父） ③ 母子（父子）家庭の母（父）となって7年未満の者 ④ 児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者が生活を維持するために必要な資金 ⑤ 失業している母（父）（離職から1年以内） ⑥ 養育費等取得にかかる裁判費用	①月額 141,000円 ②③⑤月額118,000円 (生活中心者でない場合等) 月額 79,000円 ※なお、③への貸付期間は6か月（3か月更新で2年まで）とし、貸付金額は2,832,000円を限度とする。 ④児童扶養手当の支給額 48,050円 ※児童扶養手当を受給している者は除く ⑥1,416,000円	①知識技能習得後6か月 ②治療・介護後6か月 ③④⑤⑥6か月	年1% 又は 無利子
住宅資金	現に居住している住宅を増改築・補修するため又は住宅の新規購入（10%の自己資金が必要）に必要な資金	1,500,000円 災害等 2,000,000円	6か月	年1% 又は 無利子
転宅資金	現に居住する住宅から移転するのに必要な敷金・前家賃・運送費等の資金（移転先は八千代市に限る。市外へ転居する際は転居先の市町村へ申し込む。）	260,000円	6か月	年1% 又は 無利子
結婚資金	母（父）が扶養している子が結婚するために必要な挙式等の経費、家具購入資金	340,000円	6か月	年1% 又は 無利子

(令和8年4月1日現在)

償還期間	添付書類	その他
7年以内	○償還計画書 ○住民票 ○戸籍謄本 ○本人の源泉徴収票 ○通帳の写し (○連帯保証人の源泉徴収票)	事業計画書* 見積書
7年以内		事業計画書* 見積書
別表1 (P24) のとおり		修学先調書* 合格通知書 (入学許可書) (在学証明書) 見積書
別表2 (P25) のとおり		修学先調書* 合格通知書 (在学証明書) 見積書
20年以内		技能習得先調書* 入学許可書 (在学証明書) 見積書
20年以内		修学先調書* 入学許可書 (在学証明書) 見積書
6年以内		就職決定見込書* 採用通知書 見積書
5年以内		診断書* 医療(介護)費の証明書
①20年以内 ②⑤5年以内 ③⑥8年以内 ④10年以内		自立計画申出書* 生活費収支状況申出書* ④求職受付票 ⑤裁判費用の証明
6年以内 (特別)7年以内		住宅計画書* 登記簿謄本 固定資産税領収書 見積書
3年以内	賃貸借契約書 運送費用の見積書	
5年以内	挙式会場の予約申込書 見積書	

申請から償還までの流れ



*申請後、お金を受け取るまで **2か月程度**かかります。

貸付の相談については…!

貸付の面接相談は母子・父子自立支援員が主に行っております。相談を希望される方は、事前に電話で相談の予約をしてからご来庁ください。

子ども福祉課 母子・父子自立支援員

TEL047-421-6753

*の書類は子ども福祉課に用紙があります。

別表 1

金額は変更になる可能性があるため、詳細は職員にお問い合わせください。

就学支度資金一覧表

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

貸付金額の限度				措置期間	償還期間	
小学校	所得税 非課税 世帯のみ対象		91,600 円	中学校卒業後 6 か月	20 年以内 (専修学校(一般課程) 5 年以内)	
中学校 中等教育学校(前期課程)			101,000 円			
専修学校(一般課程)		自宅 自宅外	150,000 円 160,000 円	卒業後 6 か月		
高等学校 専修学校(高等課程) 中等教育学校(後期課程)	国公立	自宅 自宅外	150,000 円 160,000 円			
	私立	自宅 自宅外	410,000 円 420,000 円			
専修学校(専門課程又は 専修科) 高等専門学校 大学・短期大学 大学院	国公立	自宅 自宅外	420,000 円 430,000 円			
	私立	自宅 自宅外	580,000 円 590,000 円			
修業施設	中学卒業後 入学する場合	自宅 自宅外	150,000 円 160,000 円	知識技能 習得後 6 か月		5 年以内
	高等学校卒業後 入学する場合	自宅 自宅外	272,000 円 282,000 円			

※大学等修学支援法第 4 条第 1 項の規定による入学金の減免を受けた場合、その相当額について当該減免を受けた日から 6 ヶ月以内の償還義務あり。

別表 2

修学資金貸付限度額(月額)一覽表

(令和8年4月1日現在)

学校等種別			学 年 別					償還期間
			1年	2年	3年	4年	5年	
高等学校 専修学校 (高等課程) 中等教育学校 (後期課程)	国公立	自宅 通学	27,000円	27,000円	27,000円			20年以内
		自宅外 通学	34,500円	34,500円	34,500円			
	私立	自宅 通学	45,000円	45,000円	45,000円			
		自宅外 通学	52,500円	52,500円	52,500円			
高等専門 学校	国公立	自宅 通学	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円	
		自宅外 通学	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円	
	私立	自宅 通学	48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円	
		自宅外 通学	52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円	
専修学校 (専門課程 又は専攻科)	国公立	自宅 通学	67,500円	67,500円	67,500円	67,500円		
		自宅外 通学	78,000円	78,000円	78,000円	78,000円		
	私立	自宅 通学	89,000円	89,000円	89,000円	89,000円		
		自宅外 通学	126,500円	126,500円	126,500円	126,500円		
短期大学	国公立	自宅 通学	67,500円	67,500円				
		自宅外 通学	96,500円	96,500円				
	私立	自宅 通学	93,500円	93,500円				
		自宅外 通学	131,000円	131,000円				
大 学	国公立	自宅 通学	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円		
		自宅外 通学	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円		
	私立	自宅 通学	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円		
		自宅外 通学	146,000円	146,000円	146,000円	146,000円		

学校等種別		学 年 別					償還期間
		1年	2年	3年	4年	5年	
大学院	修士課程	132,000 円	132,000 円				20 年 以内
	博士課程	183,000 円	183,000 円	183,000 円			
専修学校 (一般課程)		55,500 円	55,500 円				5 年

※一定の所得を超えている場合は上記貸付限度額と異なります。

※学校の正規の修学年数が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別の貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。

10.その他の制度

特定者用定期乗車券

児童扶養手当受給者及び同一世帯員で通勤に JR を使用する場合の定期乗車券を 3 割引で購入できるようにすることで、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。

※通学定期については対象外になります。

【お問い合わせ】 子ども福祉課 TEL047-421-6753

税金のひとり親控除・寡婦控除

所得税及び住民税を計算する際に、次の要件に該当する方は、所得から以下の控除額を差し引くことにより、税の負担を軽減することができます。

ひとり親控除の要件

現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の要件を満たす方

- ① 生計を一にする子（総所得金額等が 58 万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者に限る。）を有すること。
- ② 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと（住民票の続柄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」の記載がある者は対象外）。

寡婦控除の要件

次のどちらかに該当する方

- ① 夫と離別してから再婚していない方、子以外の扶養親族（総所得金額等が 58 万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者に限る。）を有しており、合計所得金額が 500 万円以下の方。

② 夫と死別してから再婚していない方や夫の生死の明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方。

※①、②ともに事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと（住民票の続柄に「夫（未届）」の記載がある者は対象外）。

所得税及び住民税の控除額

配偶者関係			死別	離別	未婚
本人の合計所得金額			500万円以下		
本人が女性	扶養親族	有（子）	ひとり親控除 所得税 35万円 住民税 30万円	ひとり親控除 所得税 35万円 住民税 30万円	ひとり親控除 所得税 35万円 住民税 30万円
		有（子以外）	寡婦控除 所得税 27万円 住民税 26万円	寡婦控除 所得税 27万円 住民税 26万円	適用なし
		無	寡婦控除 所得税 27万円 住民税 26万円	適用なし	適用なし
本人が男性	扶養親族	有（子）	ひとり親控除 所得税 35万円 住民税 30万円	ひとり親控除 所得税 35万円 住民税 30万円	ひとり親控除 所得税 35万円 住民税 30万円
		有（子以外）	適用なし	適用なし	適用なし
		無	適用なし	適用なし	適用なし

【お問い合わせ】 市民税課 TEL047-421-6691

市営自転車駐車場の利用料金免除

次の要件を満たすひとり親家庭の場合、市営自転車駐車場定期利用料金が免除となります。（一時利用料金は、免除されません。）

【お手続き】

① 土木維持課窓口での申請

② 郵送による申請 ※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

申請後、申請書の写しを交付します。申請書の写しを管理事務所へ持参すると、定期利用料金が免除されます。

【要件】

「①ひとり親家庭 ②20歳未満の子を扶養している ③世帯主である ④市県民税が非課税」の要件を全て満たす方。また、その方に扶養されている20歳未満の子。

※ひとり親家庭の方でも市県民税が課税されている場合は免除対象となりません。

※住民票・非課税証明書を発行する前に、非課税かどうか各市税務担当課に必ずご確認ください。

【申請に必要なもの】

- ①申請書（郵送する場合、市ホームページからダウンロードできます。窓口にご用意していません。）
- ②住民票（世帯全部・続柄のわかるもの）
- ③世帯主の非課税証明書

【市ホームページ URL】

<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/49/50940.html>

右の QR コードをご参照ください。



【申請先及びお問い合わせ】 土木維持課 TEL047-421-6786

犯罪被害者支援

令和 8 年 4 月 1 日以降に発生した犯罪により被害にあわれた市民の方が対象となります

○犯罪被害にあわれたご遺族等の方を支援するために、見舞金を支給します。

遺族見舞金 30 万円：犯罪の発生時において市民であった犯罪被害者の死亡時において市民であった遺族等

○見舞金の支給対象者に該当する犯罪被害者等であって、犯罪被害により日常生活を営むことに支障が生じていると認められる方に対して、支援を実施します。

- ・家事支援金 5 万円：家事支援が必要な方
- ・一時保育等支援金 子 1 人あたり 7 万円：一時保育等が必要な方
- ・配食支援金 1 人あたり 3 万円：配食支援が必要な方
- ・転居支援金 20 万円：犯罪の被害により新たな住居に転居する必要がある方

※各種支援金 1 回限りの一時金

【お問い合わせ】 コミュニティ推進課 TEL047-421-6718

11.相談窓口

名 称	相 談 内 容	連 絡 先
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭，寡婦の相談に当たる専門職員 家庭紛争，就労，児童の養育，資金の貸付等の 相談	子ども福祉課 047-421-6753
民 生 委 員 主 任 児 童 委 員	民生委員法に基づき，地域社会の福祉増進を図 るため，市町村の区域に配置されている民間の 奉仕者であって，地域住民の福祉相談や社会福 祉行政への協力活動を行っています。	健康福祉課 047-421-6731
法 律 相 談	離婚・相続等の特定の問題で，法的に専門知 識を必要とする法律相談（予約制）	コミュニティ推進課 047-421-6718
犯 罪 被 害 者 支 援	犯罪被害にあわれた方やご家族，ご遺族等の方 を支援するために，必要な情報の提供・助言・ 関係機関等との連絡調整を行います。	コミュニティ推進課 047-421-6718
法 テ ラ ス 千 葉	裁判等はしたいが費用がない場合に弁護士費用 等の立替えについての相談 千葉市中央区中央 4-5-1 Qiball（きぼーる）2階	0570-078315 （IP 電話等使用時 050-3383-5381） 0570-078374 （法テラス）
船 橋 公 証 役 場	公正証書の作成，署名，宣誓，謄本の認証 船橋市湊町 2-5-1 アイカワビル5階	047-437-0058
母 子 保 健 課	妊娠・出産・子育てや，主に就学前の子どもと 保護者の健康に関する相談	047-482-9533 （相談専用） 047-486-7250
子 ども 家 庭 相 談 課	18歳未満の子どもと家庭（妊産婦含む）の相 談，児童虐待に関すること	047-484-2954 047-421-6755
福 祉 総 合 相 談 課	DV等，福祉の様々な困りごと相談	047-421-6732
生 活 ・ 仕 事 ・ 自 立 相 談 窓 口 し え ん	生活，仕事，健康，ひきこもり等の相談 ※生活困窮者自立支援制度の窓口です。	047-456-8141
女 性 サ ポ ー ト 相 談	自身の生き方や人間関係，健康，日常生活のモ ヤモヤした悩みの相談（毎週水曜日・予約制）	047-485-8800

12.関係機関一覧

機関名		所在地	電 話	最寄り駅
習 志 野 健康福祉センター		習志野市 本大久保 5-7-14	047-475-5151	京成 大久保 駅
千 葉 地 方 裁 判 所		千葉市中央区 中央 4-11-27	043-222-0165	京成 千葉中央 駅
千 葉 家 庭 裁 判 所		千葉市中央区 中央 4-11-27	043-222-0165	京成 千葉中央 駅
千 葉 県 母 子 寡 婦 福 祉 連 合 会		千葉市中央区 亥鼻 2-10-9	043-222-5818	京 成 本 千 葉 駅
船 橋 年 金 事 務 所		船橋市 市場 4-16-1	047-424-8811	J R 東 船 橋 駅
千 葉 西 税 務 署		千葉市花見川区 武石町 1-520	043-274-2111	京 成 幕 張 駅
ハ ロ ー ワ ー ク 船 橋	職 業 相 談 コ ー ナ ー	船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル 7 階	047-420-8609 (41#)	京 成 船 橋 駅 J R 船 橋 駅
	マザーズ コ ー ナ ー	船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル 4 階	047-420-8609 (43#)	
千 葉 県 住 宅 供 給 公 社		千葉市中央区 栄町 1-16	043-222-9200	J R 千 葉 駅
千葉県社会福祉協議会		千葉市中央区 千葉港 4-5	043-245-1101	JR 千葉みなと 駅

☆MEMO☆





【 編集・発行 】 八千代市子ども部子ども福祉課

〒276 - 8501 八千代市大和田新田 312-5

八千代市役所 旧館2階

市役所代表： 047-483-1151

子ども福祉課直通： 047-421-6753 (児童扶養手当・ひとり親)

047-421-6754 (児童手当・子ども医療)

ホームページ <https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/35/>

QR コード



令和8年7月発行